

江別市公害防止条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

令和6年1月25日付けで「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）の改正があり、排水基準のうち、「大腸菌群数」について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直すことから、令和7年4月1日の省令の施行日に合わせ、江別市公害防止条例施行規則において定める汚水等に係る排水基準について改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 第7条（水素イオン濃度等の項目）

「(12) 大腸菌群数」を「(12) 大腸菌数」に改める。

(2) 別表第6 2 汚水等に係る排水基準

(2) 生活環境の保全に係る項目「項目」欄中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「許容限度」欄中「日間平均 3, 000」を「日間平均 800」に改める。

(3) 新旧対照表

改正前		改正後	
(水素イオン濃度等の項目)		(水素イオン濃度等の項目)	
第7条 条例第2条第7項第2号に規定する項目は、次に掲げる項目とする。		第7条 条例第2条第7項第2号に規定する項目は、次に掲げる項目とする。	
(1)～(11) 略		(1)～(11) 略	
(12) <u>大腸菌群数</u>		(12) <u>大腸菌数</u>	
別表第6 （第15条関係）		別表第6 （第15条関係）	
2 汚水等に係る排水基準		2 汚水等に係る排水基準	
(2) 生活環境の保全に係る項目		(2) 生活環境の保全に係る項目	
項目	許容限度	項目	許容限度
大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）	日間平均 3, 000	大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均 800

3 施行期日

令和7年4月1日